

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行				改正				備考
別表第1(第4条関係) 会計機関の職位				別表第1(第4条関係) 会計機関の職位				
会計機関等		事務を担当する職位		会計機関等		会計機関として指定する職位		
出納職員	出納命令役	財務部長		出納命令役	財務部長			
	出納役	財務部経理調達課長		出納役	財務部経理調達課長			
契約職員	契約担当役	事務局長		契約担当役	学長			
資金前渡職員	資金前渡役	必要な場合に設置		資金前渡役	必要な場合に設置			
財産管理職員	財産管理役	財務部長		財産管理役	財務部長			
別表第3(第4条関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲				別表第3(第4条関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲				
会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲	会計機関名	会計機関として指定する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲	
出納命令役	(省略)			出納命令役	(省略) 現行どおり			
契約担当役	事務局長	総務部 総務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、総務部総務課の所掌に係る事務	契約担当役	学長	総務部 総務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、総務部総務課の所掌に係る事務	
		研究国際部 研究支援課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究国際部研究支援課の所掌に係る事務			研究国際部 研究支援課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究国際部研究支援課の所掌に係る事務	
		財務部 経理調達課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部経理調達課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。			財務部 経理調達課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部経理調達課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。	

	研究活動を職務に含む者。	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るもので金額が100万円を超えないもの。ただし、別に定めるものを除く。		研究活動を職務に含む者。	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るもので金額が100万円を超えないもの。ただし、別に定めるものを除く。
	財務部 施設整備課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		財務部 施設整備課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
	研究国際部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		研究国際部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
	上記以外の課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各部課の所掌に係る事務		上記以外の課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各部課の所掌に係る事務
	府中地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		府中地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
	小金井地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。		小金井地区事務部 事務長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
財産管理役	(省略)		財産管理役	(省略) 現行どおり	

別表第4の1(第4条関係) 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲		別表第4の1(第4条関係) 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲	
会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
(省略)		(省略) 現行どおり	
財務部長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、研究国際部研究支援課及び総務部総務課の所掌に係る事務を除く。	事務局長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、研究国際部研究支援課の所掌に係る事務を除く。
(省略)		(削る)	
		(省略) 現行どおり	

附 則 (規程第31号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。